第853回 小浜市教育委員会

と き: 令和5年3月17日(金)

午後3時30分~

ところ:小浜市役所 4階 401 会議室

- 1. 会議録 第852回の承認
- 2. 報告

報告第5号 諸般の報告 R5. 2.17~R5. 3.16

行事予定 R5. 3.17~R5. 4.30 (P1~P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第9号 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について (P5~P15)

【教育総務課】

議案第10号 小浜市コミュニティーセンターの設置および管理に関する条例の制定 に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について(P16~P20)

【生涯学習スポーツ課】

議案第11号 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間 の特例に関する規程の一部改正について(P21~P25)

【生涯学習スポーツ課】

- 4. 教育長報告
- 5. その他

諸般の報告

	1	(2月17日 ~3月16日)	【教育総務課】						
月日	場所	内容	出席者(参加者)						
2月17日 (金)	庁内	令和 4 年度小浜市教育委員会表彰式	教育長・全委員						
2月17日 (金)	庁内	【第852回定例教育委員会】	教育長・全委員						
2月20日 (月)	議場	【小浜市議会3月定例会 開会】(3.22まで 会期31日間)	教育長ほか職員						
2月27日 (月)	オンライン	令和4年度第4回校長会	教育長、上田職務代 理者						
3月2日(火)	庁内	奈良市お水送り親善使節団表敬訪問	市長、副市長、教育長						
3月6日 (月)	庁内	令和5年度採用小浜市奨学資金貸付選考委員会	上田職務代理者・村 上委員						
3月15日(水) 16日(木)	議場	【小浜市議会3月定例会 一般質問】	教育長、職員						
	学校行事								
28108 (4)	小浜第二中学校	卒業式 午前9時開式	教育長						
3月10日(金)	小浜中学校	卒業式 午前9時30分開式	上田職務代理者						
3月13日(月)	雲浜小学校	卒業式 午前9時開式	村上委員						
3月14日(火)	小浜美郷小学校	卒業式 午前9時開式	上田職務代理者						
3月15日 (水)	小浜小学校	卒業式 午前9時開式	桂田委員						
	加斗小学校	卒業式 午前9時開式	桂田委員						
3月16日 (木)	内外海小学校	卒業式 午前9時開式	上田職務代理者						
3月10日(小)	今富小学校	卒業式 午前9時開式	村上委員						
	中名田小学校	卒業式 午前9時開式	坂下委員						
3月17日(金)	西津小学校	卒業式 午前9時開式	坂下委員						
V刀 I / 山 (亚/	口名田小学校	卒業式 午前9時開式	教育長						

行事予定

(3月17日 ~ 4月30日) 【教育総務課】 В 場 出席(参加)予定者 月 所 内 容 3月17日 (金) 庁内 【第853回定例教育委員会】 教育長、全委員 市長、教育長ほか職 3月22日 (水) 庁内 令和4年度小浜市食育推進会議 3月22日 (水) 議場 【小浜市議会3月定例会 委員長報告·採決】 教育長他職員 市長、教育長ほか職 3月28日 (火) 庁内 学校教育への寄附に対する感謝状贈呈式 3月30日 (木) 文化会館 退職教職員感謝状贈呈式 市長・教育長他職員 3月30日 (木) 庁内 FM福井防犯ブザー贈呈式 市長・教育長 3月31日(金) 文化会館 市職員退職者辞令交付式 教育長ほか職員 働く婦人の家 市長・教育長 4月3日 (月) 市職員辞令交付式 4月3日 (月) 働く婦人の家 教育委員会会計年度任用職員辞令交付式 教育長 教育長・上田職務代 4月4日 (火) 文化会館 市校長会・教頭会 理者 4月17日 (月) 庁内 【第854回定例教育委員会】 教育長、全委員 富山県 4月20日 (木) 第33回東海北陸都市教育長協議会定期総会 教育長 4月21日 (金) 射水市

諸般の報告

(2月17日 ~3月16日) 【生涯学習スポーツ課】 月 場 出席者(参加者) 日 所 内 容 職員 2月18日 (土) 市民体育館 第9回市民スティックリング大会 小浜市連合婦人会主催「婦人のつどいテレビ講演会」 2月25日 (土) 2月26日 (日) チャンネルΟ 人権講演会 講師 若宮正子 氏 「私は創造的でありたい ~人生に「もう遅いはない」~」 番組放映 家庭教育講演会 講師 吉弘淳一 氏 「親のストレスマネジメントについて」 3月 4日 (土) 中央公民館 職員 3月 4日 (土) 文化会館 それいけ音楽会 (文芸おばま事業) 職員 3月 5日 (日) 市武道館 第54回小浜市剣道大会 教育長、職員 3月12日 (日) 職員 旭座 第17回旭座上方落語会

行事 予定

(3月17日 ~ 4月30日) 【生涯学習スポーツ課】 場 出席(参加)予定者 月 日 所 内 容 青少年自然の家 スプリングキャンプ (子ども会主催) 3月26日 (日) 職員 小浜美郷小 グラウンドほか 第40回0BAMA若狭マラソン大会 4月16日 (日) 市長、教育長、職員

議案第9号

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正に ついて

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について承認を求める。

令和5年3月17日 提出

小浜市教育委員会 教育長 窪田 光宏 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成23年教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条中「準要保護児童生徒就学援助認定申請書(様式第1号)および準要保護児童生徒就学援助事業にかかる収入額・需要額調書(様式第2号)に、」を「就学援助費受給申請書(様式第1号)に、必要に応じて」に、「準要保護児童生徒就学援助(新入学児童生徒学用品費)認定申請書(様式第3号)に必要書類を添えて」を「就学援助費(新入学児童生徒学用品費)受給申請書(様式第2号)に必要に応じて世帯全員の所得に関する証明書を添えて」に改める。

様式第1号および様式第2号を、次のように改める。

年度 就学援助費受給申請書

小浜市教育委員会 様 ※申請者(保護者)は太**枠内を記入**してください。 下記のとおり就学援助費を受給したいので申請します。申請に際して、小兵市要保護やよび準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づく認定審査のために、家族構成、世帯の収入状況、生溶保護の認定、児童扶養手当の認定等について、民生委員や関係機関への服会および、課稅台帳、住民票等の公簿を閲覧することを承諾します。また、認定後、給食費等学校納付金に滞納がある場合は、当該就学援助費を滞納額に充当することに同意します。 ※地区担当民生委員の署名をもらってください。 年 対象児童生徒氏名 申請者(保護者)氏名 新学年 小浜市立 (自署) 新 学年 年1月1日の住所(上記と違う場合のみ記入)※小浜市外の場合は、 乳め児・学生を除く<u>家族全員の所得証明書</u>を添付すること。 学校 電話番号 新 学年 都道府県の地区別区分: VI区 地域の級地区分: 3級地〜1 学年 家族(同一生計)の状況(保護者および対象児童生徒を含む) * 収入状況 額 等 勤務先または 在学学校名・学年 同居 特別支援学 別居の 級・学校の 別 場合〇 生年月日 所得金額 教育扶助 生 活 扶 助 (満年齢) 単12月末規在 ※給与所得・公的年金の場合 は、10万円を控除する 学 校 基準額 第1類 第2類 年12月末現在 給食費 時扶助 年月日歳) 基 準 額 (e) 円 円 円 地区別冬季加算額 (1) 歳) 月 日 円 年 住宅扶助基準(g) 月歳日歳日 年 障害者加算控除(h) 円 需要額の合計(a)~(g) 年 歳) 月日 年 (E) 円 1ヵ月の所得額(C)/12ヵ月 歳) 月 日 年
 (D)
 円

 障害者加算がある場合

 (D)-(h)
 円

 所得額/需要額(D)/(E)
 年 日 歳) 所得金額の合計 社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除額 ※住民税控除 合計 合 計 差し引き合計(A)-(B) 1 受給中である 1 受給中である 就学援助が必要な理由(具体的に記入してください。) 児童扶養手当法に基づく 生活保護法に基づく 2 停止または廃止されている 2 申請中である 児童扶養手当 生活保護 3 受給していない 3 受給したことはない 申請書

《以下は記入しないでください》		※教育委員会記入欄		p 申請者の意向について承知し、E
学校長意見欄	生活状態が悪いと思われる。 学校納付金が滞りがちである。	右のとおり決定する。	1 認定する。	の記載内容を確認しました。
学校名	3 経済的理由により欠席が多い。	年 月 日	(援助開始月 月)	担当民生委員
学校長 ⑩	4 その他(具体的に)	小浜市教育委員会	2 却下する。	署名

様式第2号(第8条関係)

9 の あんご、 Bio AE I 及、 II 日 民 旦 寺 子	。 かく、 節を見る、 「自民員 デザースポリリ 至に 仲間 がか かの自然、 自然 処 デザスが 具て 仲間 指統 こりにコック なんこれ 甲基 しょう									
学校名	新学年	対象児童生徒氏名		住 所		申請	者(保護者)氏	名		
小浜市立	新 学年 新 学年		小浜市	dG / r =++->+> B / A _ w =+	**			(自署)		
学校	新 学年			所(上記と違う場合のみ記 全員の所得証明書を添付す。	(電話番号)			
	新 学年						特県の地区別区分:Ⅵ の級地区分: 3級地~			
家族(同一	∸生計)の状況(個	R護者および対象児童生徒を含	む)	* 収入状況		* 需 要	額 等			
	at the make we	#4-707-44-3-3-3-3	□ B	THE ARMS	** ** ** **					

家族(同-	→生計)の状況(保	護者おる	はび対象児童生徒を含	む)		* 収入状況		3	* 需 要	額等	F
	生年月日		勤務先または		特別支援学	所得金額	教育	扶 助		生 活	扶 助
氏 名	(満年齢) ※ 年12月末現在	続柄	在学学校名·学年 ※ 年12月末現在	別居の 別	級・学校の 場合〇	※浴车所得・公的年金の場合 は、10万円を控除する	学 校 給食費	基準額	第1類	期末 一時扶助	第2類
	年月日(歳)						円	円	円	円	基準額(e)
	年月日										地区別冬季加算額 (f)
	年月日 (歳)										住宅扶助基準(g) 円
	年月日(歳)										障害者加算控除(h) 円
	年月日(歳)										需要額の合計(a)~(g)
	年月日(歳)										(E) 円 1ヵ月の所得額(C)/12ヵ月
	年月日										(D) 円
	年月日(歳)										障害者加算がある場合 (D)-(h) 円
 合 計	社会保険料	生命保険	所得金額の合計 3、地震保険料の控除額 ※住!	早税控除 1	>⊪	(A) (B)	(a)	(b)	(c)	(d)	所得額/需要額 (D)/(E)
H RI	122145/119		記引き合計(A)-(B)			(C)					(切り捨て、小数点以下2位)
	1 英级由标准	- 7		1	网络舟 宏宝	7	412 224 412 dt	At the second	L (B H-64	1-=++ 1 v=	2 an an , , ,)

10 m 14 m m 1/2 1/2 1 m 1/2 2	_	3C1H 1 C 117 W	41. NO 400 EH NA NO 400 A		SCHALL CAN W	WITH SOME SERVICE CONTROL OF THE STATE OF TH
児童扶養手当法に基づく 児童扶養手当	2	申請中である	生活保護法に基づく 生活保護	2	停止または廃止されている	
73E(X) I	3	受給していない	and hinds	3	受給したことはない	
【振込口座】						申請者の意向について承知し、申請
金融機関		支店 種別	口座番号	1	※教育委員会記入欄	中間相の志門について承知し、中部

金融機関	支店	種別	口座番号
		普通	
(フリガナ) 口座名第			•

※教育委員会記入欄		
右のとおり決定する。	1	認定する。
年 月 日	2	却下する。
小浜市教育委員会	-	#N 1: 9 % 0 6

様式第3号を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第9号 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について

1) 改正理由

就学援助費支給手続きの簡略化を図るため、就学援助費を受けようとする児童生徒の保護者が作成する申請 書様式および提出書類の変更をするもの。

2) 内容

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成23年教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

【改正後·現行比較】

改正後	現行
(申請の手続)	(申請の手続)
第8条 援助費の支給を受けようとする者(以下「申請	第8条 援助費の支給を受けようとする者(以下「申請
者」という。)は、 <u>就学援助費受給申請書(様式第1号)</u>	者」という。) は、 <u>準要保護児童生徒就学援助認定申請</u>
に、必要に応じて世帯全員の所得に関する証明書を添	書(様式第1号)および準要保護児童生徒就学援助事
え、	業にかかる収入額・需要額調書(様式第2号)に、世
児童または生徒	帯全員の所得に関する証明書を添え、 児童または生徒
が在学する学校長を経由して、教育委員会に申請しな	が在学する学校長を経由して、教育委員会に申請しな
ければならない。ただし、第6条第1項第3号の費用	ければならない。ただし、第6条第1項第3号の費用
にかかる就学援助を受けようとする者は、 <u>就学援助費</u>	にかかる就学援助を受けようとする者は、 <u>準要保護児</u>
(新入学児童生徒学用品費)受給申請書(様式第2号)	<u>童生徒就学援助(新入学児童生徒学用品費)認定申請</u>
に、必要に応じて世帯全員の所得に関する証明書を添	書(様式第3号)に、必要書類を添えて

<u>えて</u>、別に定める指定期間内に教育委員会に提出しなければならない。要保護者については、この限りではない。

___、別に定める指定期間内に教育委員会に提出しなければならない。要保護者については、この限りではない。

下記のとおり就学援助費を受給したいので申請します。 成、世帯の収入状況、生清保護の認定、児童扶養手当 よっまた、認定後、給食費等学校的付金に準約がある場 学校名 新学年	の認定等について、民生委員や関係機			費受給申請書					内を記入 してください。		
		聞への略:	会および、課	附台帳 住民軍等の公復8	®定審査のため 上開覧すること	に、家族構 E承請しま	※地区担当		習名をもらってください。		
学校名 斯学年		はなることは	こ同意します。					年月日			
小浜市立 新 学年	対象児童生徒氏名	f 304 -44		住所			E	P請者 (保	護者)氏名		
新 学年		小浜市							(自署		
学校 新 学年		乳物児・草	1月1日の1玉 学生を除く <u>家</u> 跡	所(上記と達う場合のみ記 全員の所得証明書を活付す	5人) ※ 小瀬市 「ること。	外の場合は、	(電話番号)				
新 学年		1					都道府県の地区別区分: VI区 地域の級地区分: 3級地〜1				
家族(同一生計)の状況(保護:	者および対象児童生徒を含む	5)		* 収入状況			* 需 要				
生年月日	勤務先または	同居	特別支援学	所得金額	教育	扶助		生 活	扶 助		
氏 名 (満年齢) ※ 等は月末現在	続 柄 在学学校名·学年 ※ 年12月末現在	別居の別	級・学校の 場合〇	※寄与所得・公的年金の場合 は、10万円を包除する	学 校 給食費	基準額	第1類	期末 一時扶助	第2類		
年 月 日	* +12/1/AMIE	//1		D. LOUDING TABLE O	円	円	円		基 準 額 (e)		
(歳)		ļ							ル区別を季加算額(f		
(歳)		ļ			ļ				P		
(施)									住宅扶助基準(g) F		
年月日(歳)									障害者加算控除(h)		
年 月 日		İ	-						需要額の合計(a)~(g		
(歳) 年月日		ł							(E) F		
(競)									1ヵ月の所得額(C)/12ヵ月		
(歳)		ļ							(D) F		
年月日 (歳)									障害者加算がある場合 (D)-(h) F		
合 計 社会保険料、生	所得金額の合計 性命保険料、地震保険料の控除額 ※住!	Potens a	0.=L	(A) (B)	(a)	(b)	(c)	(d)	所得額/需要額 (D)/(E		
日 計 社会等次件、3	型、引き合計(A)-(B)	recorne p	⊒ĀI	(C)	1				(切り始て、小数点以下2位		
1 受給中である		1 受給中である			就学援助	が必要な理	理由(具体的に記入してください。)		ください。)		
児童扶養手当法に基づく 2 申請中である 児童扶養手当 2 申請中である	生活保護			1廃止されている	1						
3 受給していな (DX下は記入しないでください)	¢4.	3	受給したこ ※数音素								
学 校 長 意 見 棚	 生活状態が悪いと思われる 学校納付金が滞りがちであ 	※教育委員会記入欄。 右のとおり決定する。			1 28	定する。	申請者の意向について承知し、申請書 の記載内容を確認しました。				
	3 経済的理由により欠席が多			年 月 日	〈援助開始月 月〉		担当民生委員				
学校長 @	4 その他(具体的に)		/[\)/6	市教育委員会	2 却	下する。	署名				

様式第1号(第8条関係)

NO.

年度 就学支援申請書

下記のとおり就学支援を受けたいので申請します。申請に際して、必要があれば家族構成、 私および同居者の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定について民生委員や関係機 関への照会、公簿等の閲覧をすることに同意いたします。<u>なお、認定後、給食費等学校納付金に</u> 滞納がある場合は、当該就学支援費を滞納額に充当することを承諾します。

小浜	市教育委員	会 様						年	月	Ħ
	学校名				E	申請者				(自署)
	新 学	年 (フリガナ) 氏名					J. 85.46			
対象児童生徒	新 学	年 (フリカ゚ナ) 氏名			住 所		小浜市			
童生	新 学	年 (フリガナ) 氏名								
Æ	新 学	年 (フリガナ) 氏名			電話番号					
(対	世帯員氏象児童生徒		続 柄	生年月日		年 齢	į	助務先・	学校名	
			対象児童生徒							
		1 •	受給中である				1 • 5	給中		
	扶養手当 給状況		申請中である			舌保護の について			は廃止さ	れている
	.161/176	3 •	受給していない	, \	1/1/1	, C 50. C	3 ⋅ 5	と給した	ことはた	2V
	支援が必要	な理由につ	いて、具体的	に記入してくだ	さい。					

≪以下は記入しないでください。≫

学 校 長 意 見 欄 学校名 校長名 印	1・生活状態が悪い 2・学校納付金が消 3・学用品費等にス 4・経済的理由によ 5・その他(具体的	#りがちである。 に自由している。 にり欠席が多い。	
右のとおり決定する。		 認定する。 	教育委員会 印
年	月 日		
小浜市教育委員会		2・却下する。	

F記のとおり就学援助費を5 . 世帯の収入状況、生活保	機の認定、児童技養手	す。申請ご 当の認定等	E度 就学援助費(駅で、小浜市要保護および準 について、民生委員や関係機	要保護児	産生徒就学! おおよび、課	最助曹支給要綱に基・父副 統合輔、住民票等の公達を	定審査のため	に、家族構		民生委員の	整理番号 No :内を記入してください。 署名をもらってください。
			i咳候学援助曹を滞約額に充当	けることに	に同意します。				_	年	月日
学校名 浜市立	新学年 新 学年	×I	象児童生徒氏名	小浜市		住 所			4	申請者(19	(自署)
学校	新 学年 新 学年			年1月1日の住所〈上記と違う場合のみ記入〉※小浜市外の場合は、 乳の児・学生を除く表演全員の所得証明書を添付すること。				外の場合は、	(電話番号)		
	新 学年]	色絨の級地区	区別区分: VI区 分: 3級地~1
家族(同一		腰者お。	じび対象児童生徒を含	_		* 収入状況			* # 3		•
氏 名	生年月日 (満年齢) ※ 毎ほ月末現在	統柄	動務先または 在学学校名・学年 ※ 年12月末現在		特別支援学 級・学校の 場合○	所得金額 ※※等所令公的年金の集合 は、10万円を整発する	教育 学校 給食費	沃 助 基準額	第1類	生 店 期末 一時扶助	扶 助 第2類
	年月日 (歳) 年月日						H	FI	円		基準額(e) P 地区別冬季加算額(f
	年月日									<u> </u>	住宅扶助基準(g)
	年月日 (歳) 年月日										障害者加算控除(h) 円 需要額の合計(a)~(g
	年月日										(E) P
	(歳) 年月日 (歳)										1ヵ月の所得額(C)/12ヵ月 (D) P
	年月日 (歳)		所得金額の金計			(A)	(2)	(h)	(c)	(d)	障害者加算がある場合 (D)-(h) P 所得額/需要額 (D)/(E
合 計	社会保険料		- PR (中面調の音音 以、地震保険料の控除額 ※住 R (月)き合計(A)(B)	医脱腔脉 :	hā†	(B) (C)	(a)	(0)	(c)	(a)	(切り輪で、小数点以下2位)
童扶養手当法に基づく 児童扶養手当	1 受給中であ 2 申請中であ 3 受給してい	58	生活保護法に基づく 生活保護	2	受給中であ 停止または 受給したこ	廃止されている	就学援助;	が必要な理	由(具体的	に記入して	ください。)
込口座】 金融機関	支店	種別	口座番号	. <u></u> I	※教育委員						ついて承知し、申請書
	~~	普通				おり決定する。 年 月 日	1 22	の記載内容を確認しました。 1 認定する。 担当民生委員			しました。
(フリガナ) 口座名義				l	小油	市教育委員会	2 却	下する。	署名		

J	民生委員所見	欄								
;	※ 教育委員	会、学	校へ連絡した	いことがある場	場合はご記入。	ください	٥,			
				担	当民生委員				(自署)
号(第8条関係	E)									
学校名		学校		就学支援費にかか	る収入額・需要額調査	F				整理番号No.
護者等氏名	新学年		児童生徒氏名		住 所		電話	番号		TOTAL VINC
	新 学年			小浜市						都道府県の地区別区分 II、III、IV、V、VI
	新 学年			(年 月末現在の	住所が違う場合)				1,	
	新 学年									地域の級地区分 1-1、1-2、2-1
	新 学年			(祖父母臣	司居 有 · 無)					2-2, 3-1, 3-2
世帯(同一生計)の状	況	(年 月末現在	で記入のこと)	* 収入状況			*	需 要 額	等
氏 名	生年月日	統柄	勤務先	障害の有無	所得金額	教育学 校	扶助	Add a State	生 期末	活扶助
	(満年齢)		在学学校名・学年	有 ・ 無		給食費 円	基準額円	第1類	一時扶助円	第2類 基準額(e)
	(歳)			(級)			.,,			
	年月日(歳)			有 · 無 (級)						地区別冬季加算額(f)
	年月日(歳)			有 · 無 (級)						住宅扶助基準(g)
	年 月 日			有 · 無						
	年月日			(級) 有 · 無						障害者加算控除(h)
	年月日			(級) 有 · 無						需要額の合計(a)~(g)
	(歳)			(級)						(E)
	年月日(歳)			有 · 無 (級)						1ヵ月の所得額(C)/12ヵ
	年月日			有 · 無						(D)
	年月日			(級) 有 · 無						障害者加算がある場合
	(歳)			(級)	(1)	(a)	(b)	(c)	(d)	(D) - (h) 所得額/需要額(D) / (i
				所 得 計	(A)	(a)	(6)	(0)	(d)	かけ報/ 需要額(D)/(I
	合	2+		社保・生保・地震保	(B)					(切り捨て、小数点以下

様式第3号(第8条関係	:)			NO.	
年度	準要保証	護児童生徒丸	化学援助(新	诉入学児童生徒	走学用品費)認定申請書	
下記のと: あれば、同 公簿等の関	おり就学援 居者の収入 覧をするこ	助(新入学児童: 状況、生活保護	生徒学用品費) の認定、児童5 ます。なお、認	を受けたいので ・養手当の認定に ・思定後、給食費等	申請します。申請に際して、必要が ついて民生委員や関係機関への照会 学校納付金に濡納がある場合は、	
小浜市教育	委員会	様			年 月 日	1
学校名				申請者	(自署)	f)
70	手 (フッガナ) 氏名				小浜市	_
象 新 学	.			住 所	Section of	
	年 (フッガナ) 氏名 年 (フッガナ) 年 氏名			電話番号		
新学世帯員	W-4 PH					
(対象児童生		続 柄 対象児童生徒	生年月日	年 齢	勤務先・学校名	
		受給中である			1・ 受給中	_
児童扶養手 i 受給状況	2 •	申請中である		生活保護の 状況について	2・ 停止または廃止されてい	る
	3 +	受給していない	.5		3・ 受給したことはない	

2・却下する。 小浜市教育委員会

月 日

口座番号

1 ・認定する。

普 通・当 座

≪以下は記入しないでください。≫

教育委員会⑩

口座種別

(ふりがな) 口座名義

右のとおり決定する。

民生委員所見欄 ※ 教育委員会、学校へ連絡したいことがある場合はご記入ください。 特に無い場合は署名のみで結構です。 担当民生委員

3) 附則

施行日/令和5年4月1日

議案第10号

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規 則の整理に関する規則の制定について承認を求める。

令和5年3月17日 提出

小浜市教育委員会 教育長 窪田 光宏 小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則

(小浜市スポーツ推進委員会規則の一部改正)

第1条 小浜市スポーツ推進委員会規則(昭和37年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「ならびに公民館」を削る。

(小浜市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第2条 小浜市教育委員会事務局処務規則(昭和29年教育委員会規則第2号)の 一部を次のように改正する。

第5条中第15号を削り、第16号を第15号とし、同条第17号から第21号 までを1号ずつ繰り上げる。

(小浜市青少年愛護センター設置規則の一部改正)

第3条 小浜市青少年愛護センター設置規則(昭和40年教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「小浜市中央公民館内」を「小浜市役所生涯学習スポーツ課内」に改める。

(小浜市立図書館設置条例施行規則の一部改正)

第4条 小浜市立図書館設置条例施行規則(昭和34年教育委員会規則第1号)の 一部を次のように改正する。

第9条第1項中「公民館」を「コミュニティセンター」に改める。

(小浜市公民館運営審議会設置規則等の廃止)

- 第5条 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 小浜市公民館運営審議会設置規則(昭和39年教育委員会規則第6号)
 - (2) 小浜市公民館管理運営に関する規則(昭和45年教育委員会規則第4号) 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第10号 小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の改正等に関 する規則について

1) 改正理由

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例(令和4年小浜市条例第12号)の制定に伴い、関係する規則に関して所要の改正等を行うもの。

2) 内容

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定に伴う関係規則の一部を次のように改正する。

【改正後·現行比較】

	201170000
改正後	現行
第1条 (小浜市スポーツ推進委員会規則の一部改 正)	
(事業)	(事業)
第4条 委員会は第1条の目的を達成するために次 の事業を行う。	第4条 委員会は第1条の目的を達成するために次 の事業を行う。
(1) 市および市教育委員会の行 う体育事業に協力する。	(1) 市および市教育委員会 <u>ならびに公民館</u> の行 う体育事業に協力する。
$(2) \sim (4)$ (略)	$(2) \sim (4)$ (略)
第2条 (小浜市教育委員会事務局処務規則の一部	

改正)

第5条 生涯学習スポーツ課においては、次の事務 をつかさどる。

 $(1) \sim (14)$ (略)

(削除)

(15) 青少年愛護センターに関すること。

(16) はたちのつどいに関すること。

(17) 人権教育・啓発に関すること。

(18) その他社会教育に関すること。

(19) その他社会体育に関すること。

(20) 文化文芸振興に関すること。

第3条 (小浜市青少年愛護センター設置規則の一 部改正)

(名称および目的)

第1条 (略)

2 愛護センターの事務局は、小浜市役所生涯学習 スポーツ課内に置く。

第4条 (小浜市立図書館設置条例施行規則の一部 改正)

(貸出文庫)

第9条 本市に所在する官公署、コミュニティセン | 第9条 本市に所在する官公署、公民館 ター、社会教育団体または館長が適当と認めた団

第5条 生涯学習スポーツ課においては、次の事 務をつかさどる。

 $(1) \sim (14)$ (略)

(15) 公民館に関すること。

(16) 青少年愛護センターに関すること。

(17) はたちのつどいに関すること。

(18) 人権教育・啓発に関すること。

(19) その他社会教育に関すること。

(20) その他社会体育に関すること。

(21) 文化文芸振興に関すること。

(名称および目的)

第1条 (略)

2 愛護センターの事務局は、小浜市中央公民館内 に置く。

(貸出文庫)

、社会教育団体または館長が適当と認めた団

体の長からの希望により図書館において編成した 文庫を貸付けることができる。

2 (略)

体の長からの希望により図書館において編成した 文庫を貸付けることができる。

2 (略)

(小浜市公民館運営審議会設置規則等の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小浜市公民館運営審議会設置規則(昭和39年教育委員会規則第6号)
- (2) 小浜市公民館管理運営に関する規則(昭和45年教育委員会規則第4号)

3) 附則

施行日/令和5年4月1日

議案第11号

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間 の特例に関する規程の一部改正について

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例 に関する規程の一部を改正する訓令の制定について承認を求める。

令和5年3月17日 提出

小浜市教育委員会 教育長 窪田 光宏 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間 の特例に関する規程の一部を改正する訓令

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和52年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように 改正する。

第2条中「出先機関」を「前条の対象となる出先機関」に改め、同条第1 号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号を第2号とし、第8号 を削る。

第4条を削る。

第5条中「日曜日」を「日曜日および土曜日」に改め、「および第4条の 規定により翌週に相当時間の勤務を免じた職員ならびに前条の規定により翌日 の出勤時刻を遅らせることを承認した職員」を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第11号 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程の一部 改正について

1) 改正理由

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例(令和4年小浜市条例第12号)の制定に伴い、 所要の改正を行うもの。

2) 内容

小浜市教育委員会事務局に属する出先機関に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和52年教育委員会訓令第1号)の一部改正

【改正後・現行比較】

	5. 5九1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
改正後	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関	第1条 小浜市教育委員会事務局に属する出先機関
に勤務する職員の勤務時間については、小浜市職	に勤務する職員の勤務時間については、小浜市職
員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小浜	員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小浜
市条例第1号)および小浜市職員の勤務時間、休暇	市条例第1号)および小浜市職員の勤務時間、休暇
等に関する条例施行規則(平成7年小浜市規則第	等に関する条例施行規則(平成7年小浜市規則第
7号)によるほか、この規程の定めるところによ	7号)によるほか、この規程の定めるところによ
る。	る。
(出先機関)	(出先機関)
第2条 <u>前条の対象となる</u> 出先機関とは、次に掲げ	第2条出先機関とは、次に掲げ
る機関をいう。	る機関をいう。

(削除)
(削除)
<u>(1)</u> 文化会館
(2) 図書館
(削除)
(削除)
(超過勤務手当の支給制限)
第4条 第3条の規定により 日曜日および土曜日 を
<u> </u>
1版官とに物口に勤労した戦員
ファンフルースの共中ナス無数
については、この対応する勤務
時間内における勤務に対しては、超過勤務手当を
支給しない。
(補則)
<u>第5条</u> (略)

(削除)

(削除)

(削除)

- (1) 公民館
- (2) 青少年愛護センター
- (3) 若狭ふれあいセンター
- (4) 遠敷交流センター
- (5) 勤労者体育センター(野球場)
- (6) 文化会館
- (7) 図書館
- (8) 小浜市総合運動場

(勤務時間外に勤務した者の翌日の出勤時刻)

第4条 公民館に勤務する職員に対し、所属長が常時、正規の勤務時間を超えて、関係規定に定める閉館時刻の間まで勤務を命じた場合は、特別の場合を除き、教育長の指示に基づき、翌日の勤務時間の中で3時間45分を限度に出勤時刻を遅らせることを承認することができる。

(超過勤務手当の支給制限)

第5条 第3条の規定により日曜日 を 振替えた場合に勤務した職員および第4条の規定 により翌週に相当時間の勤務を免じた職員ならび に前条の規定により翌日の出勤時刻を遅らせることを承認した職員については、この対応する勤務 時間内における勤務に対しては、超過勤務手当を 支給しない。

(補則)

第6条 (略)

3) 附則

施行日/令和5年4月1日